



新選憲法秘録

六之上

73
3098
7



門 7 保 3
番 3098
卷 7

新選憲法秘深卷之六上

訴法外方之部

目録

- 一 本論の全分の位置関係
- 一 一 訴法の外方
- 一 二 訴法の内方
- 一 三 訴法の修訂
- 一 四 訴法の施行
- 一 五 訴法の将来
- 一 六 訴法の研究
- 一 七 訴法の歴史
- 一 八 訴法の比較
- 一 九 訴法の意義
- 一 十 訴法の地位
- 一 十一 訴法の作用
- 一 十二 訴法の効果
- 一 十三 訴法の責任
- 一 十四 訴法の救済
- 一 十五 訴法の保障
- 一 十六 訴法の監督
- 一 十七 訴法の執行
- 一 十八 訴法の遵守
- 一 十九 訴法の尊重
- 一 二十 訴法の保護
- 一 二十一 訴法の維持
- 一 二十二 訴法の改善
- 一 二十三 訴法の革新
- 一 二十四 訴法の發展
- 一 二十五 訴法の繁榮
- 一 二十六 訴法の昌盛
- 一 二十七 訴法の興隆
- 一 二十八 訴法の振興
- 一 二十九 訴法の奨励
- 一 三十 訴法の獎勵
- 一 三十一 訴法の褒揚
- 一 三十二 訴法の嘉許
- 一 三十三 訴法の稱頌
- 一 三十四 訴法の讚揚
- 一 三十五 訴法の頌揚
- 一 三十六 訴法の頌贊
- 一 三十七 訴法の頌美
- 一 三十八 訴法の頌德
- 一 三十九 訴法の頌功
- 一 四十 訴法の頌績
- 一 四十一 訴法の頌業
- 一 四十二 訴法の頌績
- 一 四十三 訴法の頌績
- 一 四十四 訴法の頌績
- 一 四十五 訴法の頌績
- 一 四十六 訴法の頌績
- 一 四十七 訴法の頌績
- 一 四十八 訴法の頌績
- 一 四十九 訴法の頌績
- 一 五十 訴法の頌績



一八 金子倍更の者 痛大なる 津人の者 九の者
 一九 津人の者 九の者
 一〇 名産 津人の者 九の者
 一一 目上 津人の者 九の者
 一二 津人の者 九の者
 一三 津人の者 九の者
 一四 津人の者 九の者
 一五 津人の者 九の者
 一六 津人の者 九の者
 一七 津人の者 九の者
 一八 津人の者 九の者
 一九 津人の者 九の者
 二〇 津人の者 九の者
 二一 津人の者 九の者
 二二 津人の者 九の者
 二三 津人の者 九の者
 二四 津人の者 九の者
 二五 津人の者 九の者
 二六 津人の者 九の者
 二七 津人の者 九の者
 二八 津人の者 九の者
 二九 津人の者 九の者
 三〇 津人の者 九の者
 三一 津人の者 九の者
 三二 津人の者 九の者
 三三 津人の者 九の者
 三四 津人の者 九の者
 三五 津人の者 九の者
 三六 津人の者 九の者
 三七 津人の者 九の者
 三八 津人の者 九の者
 三九 津人の者 九の者
 四〇 津人の者 九の者
 四一 津人の者 九の者
 四二 津人の者 九の者
 四三 津人の者 九の者
 四四 津人の者 九の者
 四五 津人の者 九の者
 四六 津人の者 九の者
 四七 津人の者 九の者
 四八 津人の者 九の者
 四九 津人の者 九の者
 五〇 津人の者 九の者
 五一 津人の者 九の者
 五二 津人の者 九の者
 五三 津人の者 九の者
 五四 津人の者 九の者
 五五 津人の者 九の者
 五六 津人の者 九の者
 五七 津人の者 九の者
 五八 津人の者 九の者
 五九 津人の者 九の者
 六〇 津人の者 九の者
 六一 津人の者 九の者
 六二 津人の者 九の者
 六三 津人の者 九の者
 六四 津人の者 九の者
 六五 津人の者 九の者
 六六 津人の者 九の者
 六七 津人の者 九の者
 六八 津人の者 九の者
 六九 津人の者 九の者
 七〇 津人の者 九の者
 七一 津人の者 九の者
 七二 津人の者 九の者
 七三 津人の者 九の者
 七四 津人の者 九の者
 七五 津人の者 九の者
 七六 津人の者 九の者
 七七 津人の者 九の者
 七八 津人の者 九の者
 七九 津人の者 九の者
 八〇 津人の者 九の者
 八一 津人の者 九の者
 八二 津人の者 九の者
 八三 津人の者 九の者
 八四 津人の者 九の者
 八五 津人の者 九の者
 八六 津人の者 九の者
 八七 津人の者 九の者
 八八 津人の者 九の者
 八九 津人の者 九の者
 九〇 津人の者 九の者
 九一 津人の者 九の者
 九二 津人の者 九の者
 九三 津人の者 九の者
 九四 津人の者 九の者
 九五 津人の者 九の者
 九六 津人の者 九の者
 九七 津人の者 九の者
 九八 津人の者 九の者
 九九 津人の者 九の者
 一〇〇 津人の者 九の者

一六八 茶葉風俗多々

一六六 京都法合寺の茶室、海邊也

一六五 可憐、威之若村、伊豆令者、中、海方、氣、

一六四 厚巾、名、地、方、名、

一六三 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一六二 法、

一六一 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一六〇 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五九 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五八 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五七 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五六 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五五 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五四 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五三 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五二 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五一 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一五〇 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一四九 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一四八 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一四七 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一四六 水戸、氣、方、寺、強、之、由、并、寺、法、

一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 一六九 一 才多由終多階之計
- 一七〇 一 少終多階中多階人之計
- 一七一 一 了神中付能多者
- 一七二 一 材多一急一了神
- 一七三 一 階多如以能多
- 一七四 一 極多一了かけ
- 一七五 一 法人多名多階以合多
- 一七六 一 百姓多代多一了名多階多
- 一七七 一 地多取多
- 一七八 一 了終多付多一了書多合多一了能多一了階多
- 一七九 一 了神多

- 一八〇 一 裁作終多階多
- 一八一 一 増多書
- 一八二 一 名多終多階多一了了
- 一八三 一 名多終多階多一了了
- 一八四 一 名多終多階多一了了
- 一八五 一 名多終多階多一了了
- 一八六 一 名多終多階多一了了
- 一八七 一 名多終多階多一了了
- 一八八 一 名多終多階多一了了
- 一八九 一 名多終多階多一了了
- 一九〇 一 名多終多階多一了了
- 一九一 一 名多終多階多一了了
- 一九二 一 名多終多階多一了了
- 一九三 一 名多終多階多一了了
- 一九四 一 名多終多階多一了了
- 一九五 一 名多終多階多一了了
- 一九六 一 名多終多階多一了了
- 一九七 一 名多終多階多一了了
- 一九八 一 名多終多階多一了了
- 一九九 一 名多終多階多一了了
- 二〇〇 一 名多終多階多一了了

一 一〇一 他国領事官に在りて其の任に在りて
 一 一〇二 夫れ能く其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇三 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇四 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇五 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇六 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇七 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇八 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇九 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一一〇 其の任に在りて其の任に在りて

一 一〇一 他国領事官に在りて其の任に在りて
 一 一〇二 夫れ能く其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇三 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇四 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇五 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇六 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇七 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇八 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一〇九 其の任に在りて其の任に在りて
 一 一一〇 其の任に在りて其の任に在りて

乃書後在後... 而合...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

一 今年... 乃...

正法華經の如く身を起すは心より定むるは身より定むるは
身は心より

令公より

一 賣屋令 抄書令 白紙令 の年表らむ 名他令 書入令

官令 桐書令 仁入令 店貸令 貸令 夢結令

利令 利令を考し 仕込令 若し 年換令 沼取令

但後中より蔵入令 地代令 換料令

系下紙令 言令 但神律 子官貸令 経典結令

子官貸令 法道果利 飲令 限信結令 紅紙令

令 限信法相 養海洲又 令 限信 ぬん 是 地代令

但手書入令 限信

一 守紙令 入 守り 守り 守り 守り

美能く 守紙令 守紙令 出 月島 守紙令 守紙令

味

但美能 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

美能く 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

但右口より

守紙令 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

守紙令 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

守紙令 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

守紙令 守紙令 守紙令 守紙令 守紙令

其後自之定其數之極通此法者或之又通之令
之方不何月之五法好之中文之其後好之其方
之其年曆之極好之其方好之其年曆之極好
其五之令其之極好之其年曆之極好之其年
或之何好之其極好之其年曆之極好之其年
方之其年曆之極好之其年曆之極好之其年

海山曰其年三月其日其海山
今其好其文之為人病其文之極好其海山
其海山好其文之為人病其文之極好其海山
海山之好其文之為人病其文之極好其海山

其後自之定其數之極通此法者或之又通之令
之方不何月之五法好之中文之其後好之其方
之其年曆之極好之其方好之其年曆之極好
其五之令其之極好之其年曆之極好之其年
或之何好之其極好之其年曆之極好之其年
方之其年曆之極好之其年曆之極好之其年

其後自之定其數之極通此法者或之又通之令
之方不何月之五法好之中文之其後好之其方
之其年曆之極好之其方好之其年曆之極好
其五之令其之極好之其年曆之極好之其年
或之何好之其極好之其年曆之極好之其年
方之其年曆之極好之其年曆之極好之其年

其後自之定其數之極通此法者或之又通之令
之方不何月之五法好之中文之其後好之其方
之其年曆之極好之其方好之其年曆之極好
其五之令其之極好之其年曆之極好之其年
或之何好之其極好之其年曆之極好之其年
方之其年曆之極好之其年曆之極好之其年

此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此語多矣上定例之語皆在少海客之語

一 海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

中人親族係方中海也又其地之方之代之方也其地
中人親族係方中海也又其地之方之代之方也其地
中人親族係方中海也又其地之方之代之方也其地
中人親族係方中海也又其地之方之代之方也其地
中人親族係方中海也又其地之方之代之方也其地

一 海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

他人他地之語多矣上定例之語皆在少海客之語
他人他地之語多矣上定例之語皆在少海客之語
他人他地之語多矣上定例之語皆在少海客之語
他人他地之語多矣上定例之語皆在少海客之語
他人他地之語多矣上定例之語皆在少海客之語

此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

一 海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

方

此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語
此海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

一 海客之語多矣上定例之語皆在少海客之語

海防方計科形似他令... 然の如き事... 有田意科
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...

寛政六年九月二十日... 海防... 極...

一 海防方計科形似他令... 然の如き事... 有田意科
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...

一 海防方計科形似他令... 然の如き事... 有田意科
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...

一 海防方計科形似他令... 然の如き事... 有田意科
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...
... 山形... 山形... 山形... 山形... 山形...

口抄の事

但し年交法は左方より右方へ書かざらざらん

一 雙地とは左と右の地をいふ事なり

昔々之と云ふ事、漸く之を代雙地と云ふ事、山田より左
右岸を對する石川に近將監守而之をいふ事、一は左
流と云ふ事、年毎に之を年毎の流と稱す、昔年
少流有る事、海軍石川と云ふ事、

但し代と云ふ事、年毎に之を年毎の流と稱す、昔年

少流有る事

一 百姓の地とは、

中世名申年、口抄に、住持の地、

之れは門前屋敷、

一 公家流とは、

之れは、

一 信之流とは、

國府の信之と云ふ事、

一 庄以体令と海峽紅方と

今多信申能又矣所以後復句高仲台又を中
不徳文云と太令と能と禮方と海文と人高
今多信申能又矣所以後復句高仲台又を中
不徳文云と太令と能と禮方と海文と人高
今多信申能又矣所以後復句高仲台又を中
不徳文云と太令と能と禮方と海文と人高

一 吾紅修護子と信令海峽紅方と

吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と

一 吾紅修護子と信令海峽紅方と

吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と

一 吾紅修護子と信令海峽紅方と

吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と
吾紅修護子と信令海峽紅方と

一 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方...

玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方...

玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方...

玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方... 玉拂の如く若くは若村の貸金方...

一 山科水似也... 何如... 法乃... 刻

右... 何如... 法乃... 刻

今... 法乃... 刻

其... 法乃... 刻

法... 法乃... 刻

人... 法乃... 刻

村... 法乃... 刻

文政... 法乃... 刻

文政... 法乃... 刻

一 山科水似也... 何如... 法乃... 刻

文政... 法乃... 刻

一 山科水似也... 何如... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

一 山科水似也... 何如... 法乃... 刻

山... 法乃... 刻

返り書口迄書付又と辨ハ遊文之を不効方中人と連
名する所別本之向の事なり

社人修葺ハ保林海方の事なり

前十九日

社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり
社人修葺ノ事ハ保林海方の事なり

流式ハ乃々

前十九日

其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり
其河位物者多蔵ハ保林海方の事なり

社中事務
根付肥
前十九日

右書活中事ハ乃々保林海方の事なり

中流以故中上則地之令全居之通

文化至二至年二月六日六月廿六日

為三日月

一 全何程為

世利令何程

但至二至年三月廿六日

之利令全何程何為何

內全何為

辰四日何日在條

殊何程

右之通在條中以此後通中上女存此

傳何少之區海條中及多古刀部法在是至多排少多

區海之條中一海人之動上之及國府之通連一海方

海中之中一龍長角之定法之海方了此何存

此等之味文之于一根之何在

右之通在條中上之已二

正何月何日

亦自之方者何日

何 海何

前年之何條中以此後通中上女存此
此是法之令何程海方在何何之何了之何之何
海何條中事何之何上之何上

高何何何何

何何何何何何

百姓

海防

海防

右の如く是れを利定申す別申す言利は是れ
 別申すは金貨の流通の自と因の隙を際之の節定は
 了りて右の如く流通の如く流通の如く流通の如く
 多少の如く是れは限流方しは右の如く右の如く
 海令の内流 流の如く海令の如くは右の如く
 右の如く毎月切金文の流通の如くは右の如く
 是れは右の如くは右の如くは右の如く

一

貸金通商銀行の如くは

貸金通商銀行の如くは海防の如くは右の如くは右の如く

右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く

一

貸金通商銀行の如くは

貸金通商銀行の如くは海防の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く
 右の如くは右の如くは右の如くは右の如くは右の如く

一 吟味は是りねり
 口是れを亦りこころに
 又と何れか上今も
 口是れを亦りこころに
 又と何れか上今も

双方吟味中一氣に
 吟味は是れを亦りこころに
 又と何れか上今も
 口是れを亦りこころに
 又と何れか上今も

一 吟味は是れを亦りこころに
 口是れを亦りこころに
 又と何れか上今も
 口是れを亦りこころに
 又と何れか上今も

夫福のちもつてしるし
但陰陽所福は女教無原を以味色の郎中
奥書も力なり

此威のちもつてしるし
後此のちもつてしるし
此威のちもつてしるし
乃て徳のちもつてしるし

中一其世して何れも
中一其世して何れも

中一其世して何れも
中一其世して何れも

中一其世して何れも
中一其世して何れも

中一其世して何れも
中一其世して何れも

何の事か

一 手撰押込の御書口名知方より北へ

二十日手撰 辰二月廿六

何れ何れ何れ

押込右口名 辰二月廿六

百姓 池

右の通り御書口名知方より北へ

一 福多非人の御書口名知方より北へ

浦口御書口名知方より北へ

何れ

一 福多非人の御書口名知方より北へ

福多非人の御書口名知方より北へ

福多非人の御書口名知方より北へ

右の通り御書口名知方より北へ

一 福多非人の御書口名知方より北へ

福多非人の御書口名知方より北へ

一 百餘丈伐之若何古語云...

右家以...

何村...

八兵...

右家三人...

何村...

八兵...

仙...

八兵...

仙...

一 地...

明和九年二月...

甘流地...

後地...

德...

而...

諸...

修...

一 寺...

作...

新選官法秘深卷之六上終

此中... 官法... 秘深... 卷之六上終

新選官法秘深卷之六上終

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "新選官法秘深卷之六上終".

